

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 7月 5日

【会社名】 株式会社琉球銀行

【英訳名】 Bank of The Ryukyus.Limited

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 金城 棟 啓

【本店の所在の場所】 沖縄県那覇市久茂地 1丁目11番 1号

【電話番号】 沖縄(098)866局1212番 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役総合企画部長 高 良 幸 明

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田多町 2丁目 2番16号  
株式会社琉球銀行総合企画部東京事務所

【電話番号】 東京(03)5296局8617番

【事務連絡者氏名】 東京支店長兼総合企画部東京事務所長 大 山 一

【縦覧に供する場所】 株式会社琉球銀行東京支店  
(東京都千代田区神田多町 2丁目 2番16号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)  
証券会員制法人福岡証券取引所  
(福岡県福岡市中央区天神 2丁目14番 2号)

## 1【提出理由】

当銀行は、平成25年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日  
平成25年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 15円 総額 574,003,380円

ロ 効力発生日

平成25年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 単元未満株式の買増請求に係る規定の新設

単元未満株式を有する株主様の株式売買の利便性を高めることを目的として、単元未満株式の買増制度を導入するため、第8条第4号および第9条（単元未満株式の買増請求）を新設する。

(2) 社外取締役および社外監査役との責任限定契約に係る規定の新設

社外取締役及び社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条の規定により、定款第29条（社外取締役との責任限定規約）及び第40条（社外監査役との責任限定契約）の規定を新設する。

(3) 補欠監査役の予選の効力に係る規定の新設

補欠監査役の予選の効力を4年とするため、定款第35条（補欠監査役の予選の効力）を新設する。

(4) 上記の条文の新設に伴い、条数の変更および文言の修正を行う。

第3号議案 取締役9名選任の件

金城棟啓、安田幾夫、石川眞一、宮城竹寅、高良幸明、宮里一、林秀寛、松原知之、新垣昌光の9名を取締役に選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

藤田広美の1名を補欠監査役に選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	205,597	334	0	(注) 1	可決 99.83
第2号議案 定款一部変更の件	205,274	657	0	(注) 2	可決 99.68
第3号議案 取締役9名選任の件					
金城 棟啓	199,626	6,303	0	(注) 3	可決 96.94
安田 幾夫	205,211	718	0		可決 99.65
石川 眞一	205,212	717	0		可決 99.65
宮城 竹寅	205,212	717	0		可決 99.65
高良 幸明	205,213	716	0		可決 99.65
宮里 一	205,213	716	0		可決 99.65
林 秀寛	205,213	716	0		可決 99.65
松原 知之	205,213	716	0		可決 99.65
新垣 昌光	194,253	11,676	0		可決 94.33
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	205,050	757	0		(注) 3

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。  
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。